

厚岸町規則第5号

厚岸町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則等の一部を改正する規則

(厚岸町行政組織規則の一部改正)

第1条 厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民課の部保険医療系の項中「啓蒙」を「啓発」に改め、同表保健福祉課の部介護保険系の項中「啓蒙」を「啓発」に改める。

(厚岸町農業構造改善事業推進協議会設置規則の一部改正)

第2条 厚岸町農業構造改善事業推進協議会設置規則（昭和48年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「啓もう」を「啓発」に改める。

(厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則の一部改正)

第3条 厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「啓蒙」を「啓発」に改める。

附 則

この規則は、平成28年2月20日から施行する。